

(2) 『週刊金曜日』は、2012年4月20日号で、廃棄物処理施設施工会社に対してアンケートを実施しました。その結果は、添付資料(別紙資料2)の通りです。もし、掲載された内容に間違いがないとすれば、本県が根拠にしている99.99%とする「国の安全基準」の信憑性に疑問が生じます。このことについてお答えください。

1) 知事は、本県の各自治体などで使用しているバグフィルターのメーカーを把握していますか。そのメーカーの名前を公表してください。もし、把握していない場合あるいは公表できない場合は、その理由をお答えください。

2) 知事は、本県が使用しているバグフィルターのメーカーに、「放射性物質が果たして99.99%除去できるのかどうか」問合せをし、メーカーから得られた回答を公表してください。問い合わせができない場合、あるいは回答を公表できない場合は、その理由をお答えください。

質問6 放射性物質の総量について質問します。

国は、原子力発電所等で廃棄物を安全に再利用できる基準を100Bq/kg、廃棄物の一般的な分別、焼却、埋立てなどで安全に処理する基準を8000Bq/kgと定めている。しかし実際に受け入れ、焼却する瓦礫の量は1キログラムではありません。仮に1キログラム100ベクレルの放射性セシウムを含む瓦礫を燃やすと、放射性セシウムの総量は1トンで10万ベクレル、10トンでは100万ベクレルになります。

一回の焼却で数値が低いからと言って、「安全」と言うのは間違いです。総量が問題なのですが、国の基準では「総量」については、述べられていません。

県及び市は、「総量」について、国に確認しその回答を公表してください。もし確認及び公表できない場合は、その理由をお答えください。

質問7 このような膨大な放射性物質を含むとみられる瓦礫の運搬、焼却、灰の処理、埋立て等の作業を実際に執り行う県は、住民及び作業に従事する人々の健康や環境などへの県独自の影響調査をしていますか。もし、行っていないとするならば、その理由をお答えください。

また、今後、瓦礫の運び入れ、焼却、埋め立て等の一連の作業の過程のなかで、放射性物質が原因で人体に影響が出た場合など何らかの事故が発生した場合、さらに、今後何十年にもわたって、同様のことが起こった場合にその補償はどのようになりますか。

知事は、その時の責任をどう負いますか。その場合の責任と具体的な補償の中身を県民に公表してください。

質問8 焼却灰の処分場について質問します。

1) 処分場が安全だとする根拠に「遮水シート」をあげていますが、大仙市での行政の説明では、そのシートの寿命は20年とのことでした。セシウム137の半減期は30年ですし、それ以上に半減期の長い核種もあります。シートの寿命がくる前に掘り起こしてシートを交換するのですか。お答えください。